

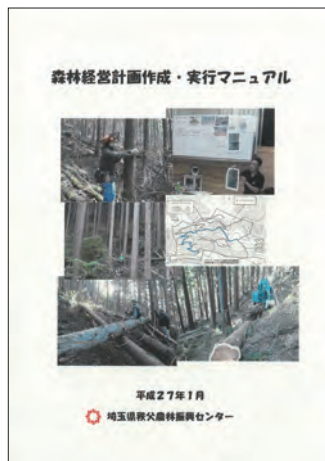
# 置かれた場所でもできることを

## ① 森林総合監理士として 9年目

私は平成25年度の准フォレスター研修の受講を経て、平成26年度に森林総合監理士を取得し、今年で9年目を迎えています。この間、林業普及指導員としての任用は最初の3年間のみでしたが、その後もそれぞれの異動先で森林総合監理士としての自覚を持って業務を遂行してきました。結果的に森林総合監理士の役割とされている、地域林業に関する構想の作成、関係者の合意形成、構想の実現の各部分に取り組みことができましたので、その活動内容を紹介します。

## ② 県出先機関での取組

平成25年度からの3年間、秩父農林振興センターで普及指導に携わり



ました。その当時は平成24年度からスタートした森林経営計画制度の普及と、皆伐・再造林による森林の循環利用の促進が課題とされていました。このため2つのマニュアルを作成し、現場の森林組合や林業事業者に普及指導を行いました。

1つ目は「森林経営計画作成・実行マニュアル」で、いずれも森林経営計画に携わったことがない町役場職員と森林組合の森林施業プランナーと私の3人で1年間をかけて、一から計画作成・認定を行う手順をまとめてマニュアル化したものです。



2つ目は「スギ植栽適地判定マニュアル」で、皆伐跡地に何を植えた方がいいのか、といった森林組合からの声に応じて作成したものです。昭和45年に前田・宮川が発表した「林床植生による造林適地の判定」を基に、スギ林やヒノキ林の林床に生育する指標植物の葉や花を撮影し、その写真を林床型ごとに視覚的に配置しました。森林組合のプランナーが皆伐地の林床植物をこのマニュアルと見比べることによってスギの適地なのか、ヒノキの適地なのか見分けがつくようになっていきます。

## ③ 秩父市役所での取組

これら2つのマニュアルは秩父農林振興センターのホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0904/seido/seido.html>



平成30年度からの2年間、秩父市役所に出向となり、森林経営管理制度並びに森林環境譲与税制度の運用に携わりました。当時の市長から、森林の集約化は秩父地域1市4町で連携すること、都市部の森林環境譲与税を秩父地域で活用することの2つの指示を受け、準備と運用に当たりました。

1つ目の指示に対しては、関係者との度重なる調整の上準備を進め、平成31年4月1日に市役所内に集約

化推進室を開設し、令和元年7月1日付けで、全国で初めて経営管理権を設定しました。秩父市の取組は全国から注目され、林野庁の事例集にも取り上げられました。

https://www.rinyama.fg.go.jp/jy/keikaku/keiei  
kanri/attach/pdf/sinin  
keikaikanseido-3-4.pdf



取組の詳細は共著「市町村と森林経営管理制度」(林業普及双書No.194)をご覧ください。

2つ目の指示に対しても、豊島区との度重なる調整の上準備を進め、令和元年7月10日に協定を締結し、秩父市有林に「としまの森」を開設することができました。そのスキームは下の図のとおりで、豊島区の森林環境譲与税で、地元の森林組合が森林整備を行う仕組みができました。この取組の詳細は「続・実践事例に見る市町村等の森林環境譲与税活用術」(林業改良普及双書No.199)及び豊島区のウェブサイトをご覧ください。

https://www.city.toshima.lg.jp/148/1907111649.html

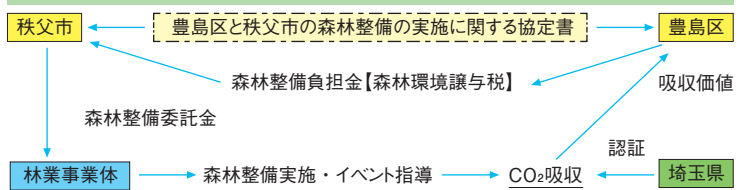


#### ④ 県本庁での取組

##### ○「としまの森・秩父」の概要

- ・所在地：埼玉県秩父市田村地内の秩父市有林 面積1.89ha
- ・整備内容：55年生雑木林の伐採・萌芽更新による雑木林の若返り等
- ・協定期間：令和元年7月10日～令和6年3月31日までの5年間

##### ○「としまの森・秩父」のスキーム



##### ○「としまの森・秩父」のメリット

- ・豊島区 CO<sub>2</sub>排出量の削減(森林吸収によるカーボンオフセット)、区民の環境教育の推進
- ・秩父市 都市部の森林環境譲与税の秩父地域への還元、市有林の有効活用、林業の再興

令和2年度からの2年間、県庁森づくり課で森林整備を担当しました。秩父地域では、経営管理実施権を取得した森林組合、林業事業者が令和3年度からその森林整備を本格化したため、林野庁に森林環境保全直接支援事業の増額を要求するとともに、本県では活用したことがなかった特定間伐等促進対策による地方債の起債特例を初めて活用し、森林整備予算の確保に努めました。また、

NO.	市町村	地区	経営管理権			市町村森林経営管理事業			経営管理実施権			意欲と能力のある者による森林整備						
			設定日	面積(ha)	所有者(人)	期間	作業種	面積(ha)	請負者	設定日	面積(ha)	所有者(人)	意欲と能力のある者	期間	作業種	面積(ha)	活用事業	備考
1	秩父市1	高篠	R1.7.1	2.14	1				R2.2.10	2.14	1	秩父広域森林組合						
2	秩父市2	荒川上田野	R1.7.1	1.74	1	R1.11-R2.2	切捨間伐	1.74	山口林業									
3	秩父市3	大滝大輪	R2.2.10	12.69	5				R2.9.25	12.69	5	麻ウッディーコイケ	R4.4-R5.3	撤出間伐	6.00	R4森林循環	第1期	
4	横瀬町1	横瀬	R2.4.1	51.20	29				R2.9.25	51.20	29	秩父広域森林組合	R3.12-R4.3	撤出間伐	6.54	R3森林循環	第1期	
5	長瀬町1	長瀬33林班	R2.4.1	14.09	6				R2.9.25	14.09	6	秩父広域森林組合	R4.1-R4.5	切捨間伐	11.71	R3水源地域の森づくり	第2期	
6	小鹿野町1	長若27林班	R2.4.1	30.73	18				R2.9.25	30.73	18	鹿森林スマイル企画	R3.12-R4.6	撤出間伐	11.50	R3森林循環	第1期	
7	秩父市4	久那	R3.4.1	0.50	1	R4予定	切捨間伐	0.5	地保おしゆ加茂				R4.9-R5.3	撤出間伐	9.00	R4森林循環	第2期	
8	秩父市5	久那16林班	R3.9.1	21.39	14													
9	小鹿野町2	両神55林班	R3.5.1	31.02	21				R4.4.1	31.02	21	鹿森林スマイル企画						
10	小鹿野町2	上日野沢	R3.10.1	17.61	11				R4.4.1	17.61	11	秩父広域森林組合						
11	秩父市6	久那16林班	R4.3.23	28.17	26													
12	秩父市7	吉田阿熊	R4予定															
13	横瀬町2	芦ヶ久保	R4予定															
14	長瀬町2		R4予定															
15	小鹿野町3		R4予定															
計				211.28	133			2.24		159.48	91					65.53		

※本表は令和4年5月末現在の確定値と今後の見込みについて、秩父市森づくり課への聞き取り等によって作成した

#### ⑤ 結びに

この9年間「森林総合監理士のライセンスを持つ者の責任は重く、やって失敗する罪より、やらない罪の方が大きいので、できないと言わずとにかくやってみる」精神で取組んできました。今年度から県庁森づくり課で林業普及指導員を所掌する立場となり、今は若い職員を中心に林業普及指導員、森林総合監理士の取得を促すとともに、資質向上に取り組んでいます。

令和4年6月に改訂した「林業普及指導実施方針書」にその旨明記するとともに、小さな一歩ですが、ZOOMのチャネル機能を活用し、本庁と出先機関の普及職員がリアルタイムで情報共有ができる仕組みも構築しました。県内外の皆様にも笑われるかも知れませんが、「普及王国埼玉」を目指して、今後も置かれた場所のできることに取り組んでいきたいと思えます。

※本報の情報は令和4年7月20日現在のものです。